

## 大平総理の家庭観

佐藤 欣子

戦後ほぼ半世紀を経て、日本は巨大な変化を遂げた。敗戦によって焦土と化した日本は、今では世界に冠たる経済大国である。日本人の平均余命は男女とも世界最長となった。戦前は「人生五十年」といったが、今では八十年である。

このような変化の方向性を規定し、その変化を促し、現在の日本を実現させたものが、まず日本国憲法であったことは何人も否定しないであろう。この憲法こそは、良きにつけ悪しきにつけ、現在の日本を作りだした最大の責任者である。戦前と戦後の日本の社会で最も顕著な違いの一つは、平等、とくに男女平等の進展であろう。これこそ「平等」と「個人の尊重」とを繰り返して規定している憲法のおかげである。

女性の地位向上は、まず女性をめぐる教育環境の変化に現れた。たとえば、最近では東大に入学した女子学生の数は五百名をオーバーし、入学者数の約二割を占めている。帝国大学に入学した女性の数は、この五十年間の間に、はじめ若干名から数パーセント、そしてさらに約二割にまで増加したのである。時の経過とともに、その数も割合も増大し、女子学生が過半数を占める日も遠くないことであろう。教育が平等である以上、女性の雇用をめぐる条件も変化する。女性の職業選択の範囲は拡大し、さまざまな分野で女性が活躍している。女性の労働力は全労働力の四割に達し、女性は管理職にも進出している。

「レディ・ファースト」の国であったアメリカで、女性の地位が根本的・決定的に変化してしまつたよ

うに、日本の女性の地位の変化も徐々にではあるが、もはやポイント・オブ・ノー・リターンを越えたのである。女性兵士が出征し、捕虜になり、戦死するという現実の前で、従来の「女性論」はすべて色褪せてしまった。

### 親子重視から夫婦重視の家族観へ

この両性の平等と個人の尊厳の原則は、当然ながら身分法の領域の指導原理ともなった。憲法二十四条は、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない」とし、配偶者の選択・財産権・相続など、婚姻および家族に関するその他の事項に関しては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して法律は制定されなければならないとされている。

実際、戦前、日本人はすべて「家」に属し、家の長たる戸主の統率、身分上の監督に服した。また家の財産は家督相続によつて、戸主が相続した。しかし戦後、日本人はこのような「家」制度から解放された。女性は同時に「家」における男性支配からも解放された。日本の民法は、身分法から家族法へと変化することになったのである。

それがいかに大きな変化であつたかは、たとえば姦通罪の廃止を見ても明らかである。戦前は夫の姦通は処罰の対象でもなく、離婚の原因でもなかった。妻は不倫によつて、夫の告訴に基づいてではあるが、姦通罪として処罰を受け、またその妻と関係した男性も処罰の対象となった。もはや不倫が不倫ではなくなつてしまった現在の日本人に、かつてこのような制度があつたということは、ほとんど信じがたいに違いない。そしてこのような制度の存在を知らなければ、いわゆる「心中もの」も本当には人々を感動させえないのである。

しかもこの変化は、あまりにも急激であつた。明治時代の民法典の身分法の改正は、多くの抵抗のために数十年を要した。しかし今回は新憲法が公布・施行されると同時に、応急措置法により「家」制度はただちに廃止され、憲法典施行の翌年である昭和二十三年一月一日には新しい親族・相続法が施行されたのである。

そこでは当然のことながら、妻の無能力や相続権の否定などが改正された。それどころか、配偶者の相続権はきわめて優遇されることになった。配偶者はいつでも相続権があり、たとえば妻と子供が残された場合には、妻と子供のみが相続権があり、親や兄弟の相続権は否定されることになったのである。

つまり戦前の「家」制度を否定するあまり、この民法は家族というものの構成単位を夫婦とし、「旧憲法下の旧民法においては親子関係（いわば上下の縦の関係）が家族であるとされていた思想を根本的に改める意味を持つ」（佐藤功）としたのである。しかし立法者は両性の平等と個人の尊厳という原則の下で、家族がどのような形態を取るかについて具体的なイメージを持っていたわけではない。したがって、彼らはさまざまな問題について、形式的平等を貫くこととしたのである。たとえば、結婚する夫婦の姓についても、どちらの姓を選ぶかは当事者間の合意に委ねることとし、また夫婦の財産についても、稼いだ者の特有財産とするという別産制を採用した。それがいかに実質的に平等に反しているかについては、目をこらしたのである。

しかし、家族は横の関係とともに、縦の関係も持つことは言うまでもない。夫と妻という、もともと個人主義の理念の下に結ばれた緩やかな結合と、否定することのできない親と子という血縁の関係とがあいまって、家族という布地を織りなしているのである。

もし私たちが縦の関係を断ち切るならば、切れやすい横系しかない家族という布は脆いものとなるであろう。この民法は、前述のとおり夫と妻とはそれぞれ自分の名で稼いだ財産が、それぞれのものであると

いう、きわめて個人主義的な夫婦別産制という財産制度を取りながら、一方では夫婦同姓という、個人の尊厳に反する制度を採用している。ここには、妻は嫁として夫の家に入るといふ伝統と慣行が、夫または妻の姓を夫婦が選択するという、きわめて形式的な平等を保障する形で温存されたのである。また、もし私たちが「家」を全く否定するならば、それは現在の相続制度の根拠を大幅に否定するものであろう。なぜ子供に相続権がありながら、子供（つまり親にとっては孫）がいるかぎり、親は自分の子供の財産を相続することができないのか、また、なぜ遺留分なるものが認められるのであろうか。個人の尊重、つまり個人の所有権を尊重するなら、法定相続や遺留分の根拠をさがすことは困難である。

### 家庭は国の文化の基本に位置する

しかしこのような身分法の改正が、マッカーサー草案のもたらしたものであるというのは間違いである。マッカーサー草案では、憲法二十四条に相当する二十三条の冒頭に、「家庭は人間社会の基礎であり、その伝統は良くも悪くも国家全体に浸透する」と前置きした上で、「結婚は相互の同意に基づくものであって、両親の強制によるものではなく、男性支配ではなく、相互の協力によつて維持されなければならない」と規定しているのである。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない」という憲法二十四条の規定は、この草案の正確な翻訳とは言いがたい。

それにもまして民法の立法者が無視したのは、この家庭の意味に関する冒頭の規定であった。家庭は次の世代に、その家庭の歴史・文化・行動様式を伝えるものである。家庭こそはその国の文化の基本に位置しているのである。かつて日本の母は、「先祖の祀り」「家の昔の伝わるかぎりのものを正しく記憶して、後裔に語り継ぎ」「さらにその歴史を将来に向かって、清く汚れなく編み続けようとする念慮」(柳田国男)

に満たされていた。

家族の持つ、このような文化的な意味を抹殺することによって、この憲法と民法は家庭の教育機能を否定し、日本の歴史と文化、とくに先祖と子孫の連続性にたいする責任感を否定するものとなったのである。これは、繰り返して言うが、決して占領軍の強制ではない。占領軍への過度の迎合と、過去を否定しようとした日本の軽佻浮薄な「進歩的」立法者の責任なのである。

## 大平さんは国民全体の「お父さん」

「現在は未来と過去との相反した方向に働く力の相剋の上にあるのだから、過去の引力を無視して、未来のみ志向することは、いわゆる革命となり、未来に目を覆い、過去にのみ執着することは、いわゆる反動となる。そのいずれもが歴史的实践とはいえない」とする真剣な保守主義者であり、「超越的な価値にしたがうことによって、エゴを克服し他者を愛するというキリストの教えに基礎づけられた協調の思想」を大切にされていた大平さんが、家庭基盤の充実を主張されたとき、その「家庭」について、大平さんはどのような考えを持たれていたのだろうか。

大平さんは子煩悩な父親であった。愛娘の森田芳子さんは、生徒の頃「忘れものをすると学校へ父が届けてくれたこともありました」と述懐されている。また大平さんが「お風呂の中ではどういっわけ讚美歌」を歌っていらしたことを覚えていらっしやる。

このような父親の姿は、私自身の思い出す私の父の姿でもある。私は、試験の日に父親が私の忘れたお弁当を届けてくれたことを覚えている。また日曜日など、父が畳の上に寝っころがって、讚美歌を歌っていたことも覚えている。大平さんは、お嬢さまに「早くかわいい嫁になれ、早く行け」とそれだけを言われていたとのことである。このことは、婦人参政権獲得運動のリーダーであった市川房枝氏が、国会で質

問に取り上げられたことがある。そのとき、大平さんは「それも娘の幸せを祈る父親の気持ちです」と軽くいなされた。

恐らく、戦後の巨大な社会の変化を貫く黄金の系は、娘の幸福を願う父親の気持ちであったと言える。父親は、個人主義の旗の下の男性のエゴイズムの主張や夫婦の衝突を許すことはできなかったであろう。また、男性のみずからの劣等感のはけ口としての女性にたいする差別や虐待も、許すことはできなかったであろう。しかし娘の幸せを願う父親は、娘がそのライフスタイルや欲求に応じて、多様な家庭のあり方を希望することは、もちろん許容し喜んで支持したのである。

それゆえ、「政府が望ましい家庭像のあり方などを示すことは適当なことではない。しかし、現にいろいろな問題に直面している家庭の基盤を充実したものとし、ゆとりと風格のある安定した家庭の実現を図ってゆく上で、家庭自らの自主的努力とあいまって、政府が何かお手伝いすることがあるのではないだろうか」という「家庭基盤充実研究グループ」の第一回会合における大平総理のご発言は、このような父親の心情あふれたものであると言える。世代を通じて、伝えられるべきものは、そのような親の子供にたいする念慮、子供の福祉への限りない配慮である。経済単位としてはかりでなく、教育・文化の基本的単位としての家庭の重要性を認識し、それを溢れるような親子の情愛で包もうとした大平さんは、その愛しい家族にとつてのみならず、日本国民全体にとつての「お父さん」であったのである。

しかし日本における親子の情は、すでに枯渇しつつある。「親孝行」は死語となり、世界青年意識調査によれば、年老いた親の扶養をできるかぎりやりたいという青年の割合は、欧米諸国に比べても日本はきわめて低い。人口の急激な高齢化のもたらす影響も、はかりしれないものがある。戦後の憲法と民法は半世紀をへて、その功罪を問われつつあるのである。

大平総理の遺された課題はかぎりなく重い。

(弁護士・八千代国際大学教授)